

サイエンス友の会科学技術館ファミリー会則

(名称)

第1条 この会の名称は、サイエンス友の会科学技術館ファミリー（以下「友の会」という。）とする。

(目的)

第2条 友の会は、この会の会員（以下「会員」という。）に対し、1年間を通じ、科学技術館の展示の見学をし、及び教育普及活動に参加することによって、科学技術等の分野について、親しみ、知識を培い、及び学ぶ場を提供することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、入会の申込みをした日における年齢が満4歳以上の個人とする。

2 会員の資格の有効期間は、年会費を納めた日から1年後の同日（これに当たる日がないときは、その月の末日）までとする。

3 会員の年会費は、大人、中学校及び高等学校の生徒並びに子どもに区分して、別に定める。

(入会等)

第4条 友の会への入会の手続の受付は、科学技術館の開館日の最終入館時刻までとする。

2 友の会に入会するには、この会則に同意の上、所定の手続を経て年会費を納めなければならない。

3 前項の年会費は、これを納めた後においては、返還しない。

4 友の会に入会しようとする者は、年会費を納めた時に、会員となる。

5 会員には、氏名、メンバーズID及び会員の資格の有効期間が記載されたメンバーズカードを交付する。

6 メンバーズカードは、署名されている本人に限り使用することができる。

7 メンバーズカードの名義は、親族その他の者に変更することはできない。

8 メンバーズカードは、親族その他の者に貸与し、又は譲渡することができない。

9 第8条の特典は、メンバーズカードの提示がなければ受けることができない。

(メンバーズカードの再交付)

第5条 会員は、盗難、紛失又は滅失の事由によりメンバーズカードの所持を失ったときは、所定の手続を経て再交付を受けることができる。

2 前項の規定により再交付を受ける者は、再交付手数料として1,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を納めなければならない。

(会員資格の継続等)

第6条 会員は、その資格の有効期間の満了後も引き続き会員資格を継続しようとするときは、当該期間の満了までに、改めて第4条第2項の規定による入会の手続を行うものとする。

(旧カードの失効)

第7条 第5条第1項又は前条の規定による手続を経て新たなメンバーズカードが交付されたときは、従前のメンバーズカードは、その効力を失う。

(特典)

第8条 会員は、その資格の有効期間中、次の特典を受けることができる。

- (1) 科学技術館への無料入館
- (2) ミュージアムショップにおける割引サービス（一部の商品を除く。）
- (3) 会員を対象とするイベントへの応募及び参加（参加費が発生する場合は会員の負担とする。また、参加人数の制限、参加者の抽選による選定その他必要な条件を付すことがある。）
- (4) 科学技術館と提携している博物館への割引入館

(休館日、臨時休館等)

第9条 科学技術館の開館日及び休館日は、別に定める。

2 天災事変その他やむを得ない事情により臨時休館、営業時間の変更、入館制限(予約制等を含む。)、展示若しくは各種イベントの営業中止又は利用制限を設ける等の場合がある。この場合において、会員の資格の有効期間の延長、年会費の減額、返還等を行わない。

(届出事項の変更)

第10条 会員は、住所、氏名、電話番号又はメールアドレスに変更があった場合は、速やかに友の会の事務局に届け出るものとする。

(会員資格の取消し)

第11条 公益財団法人日本科学技術振興財団(以下「財団」という。)は、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の資格を取り消すことができる。この場合において、会員の資格を取り消された者は、財団に対する債務を免れるものではない。

- (1) 友の会の目的に反した行為又は他の会員の品位を傷つける行為を行ったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 科学技術館の運営を妨害する行為があったとき。
- (4) この会則に違反したとき。
- (5) その他会員として不適当と認められる事由があるとき。

2 前項の規定により会員の資格が取り消された場合において、財団は、当該会員に対し返金又は補償を行わない。

(事務局)

第12条 友の会の管理及び運営並びにこれに関する事務は、財団が行う。

- 2 財団は、友の会の事務局を東京都千代田区北の丸公園2番1号に置く。
- 3 事務局の長は、科学技術館運営部長とする。

(個人情報)

第13条 財団は、友の会への入会又はイベントへの参加の申込みを通じて得た個人情報を、個人情報保護方針に基づき、関係法令その他の規範等を遵守して取り扱うものとする。

(運営の停止等)

第14条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に予告することなく、友の会の事業の全部又は一部を中止し、又は友の会の運営を停止することができる。

- (1) 科学技術館又は友の会の運営を維持するため、緊急の点検又は作業を行う必要があるとき。
- (2) 火災若しくは停電又は天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急その他やむを得ない事情があるとき。

(会則の変更)

第15条 財団は、必要があると認めるときは、この会則を変更することができる。この場合において、財団は、会則を変更する旨及び変更後の会則の内容並びにその効力発生時期を、あらかじめ適切な方法により周知するものとする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、友の会の運営等に関し必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この会則の施行の際現に改正前のサイエンス友の会科学技術館ファミリー会則の規定に基づき会員である者の会員の資格の有効期間については、なお従前の例による。